

全力 サポート  
宣言

タフ TOUGH

## 住まいの保険

「タフ・住まいの保険」は  
ヘルマーマー協賛商品です。

“TOUGH(タフ)”シリーズ商品ラインアップのご案内

3つのコンセプトでお客さまに  
「タフな安心」をお届けします。

3つのコンセプトを実現する商品ラインアップで  
お客様をしっかりと守ります。

**タフな安心を、あなたに。**

迅速 賴れる 優しい

「TOUGH(タフ) 住まいの保険」  
充実した補償とサービスで、あなたの建物・家財などをお守りします。

「TOUGH(タフ) クルマの保険」  
充実した補償とサービスで、あなたのカーライフに安心をお届けします。

「TOUGH(タフ) ケガの保険」  
日常生活やスポーツ中、旅行中などのさまざまな事故によるケガを補償します。

「TOUGH(タフ) ケガの保険(横立タイプ)」  
日常生活中やスポーツ中、旅行中などのさまざまな事故によるケガを補償します。

“TOUGH”シリーズ商品の詳細は当社ホームページからもご確認いただけます。▶▶▶ あいおいニッセイ同和損保  
(注)代理店・扱者により、上記商品をお取扱いしていない場合がございます。

## 保険に関するお問合わせ

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

**0120-101-101** (無料)

【受付時間】平日 9:00~19:00  
土・日・祝日 9:00~17:00  
(年末年始は休業させていただきます)

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問合わせは取扱代理店・扱者または当社営業店・サービスセンター等にお取次ぎさせていただく場合があります。

## ご注意いただきたいこと

- このパンフレットは「タフ・住まいの保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明 注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(団体扱・団体扱契約、保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後1か月を経過しても保険証券(eco保険証券を選択したお客さまは「マイページ」ご利用方法のご案内(ハガキ))が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。
- 「タフ・住まいの保険」は、「家庭総合保険」のペットネームです。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 「タフ・住まいの保険」では、建物または家財の損害保険金のお支払額がそれぞれ1回の事故で建物または家財の保険金額に相当する額となった場合、ご契約は損害発生時に終了します。なお、損害保険金のお支払額がそれぞれ1回の事故で建物または家財の保険金額に達しないかぎり、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
- 地震保険では、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&amp;AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
<http://www.aioinisaydowa.co.jp/>

## 「タフ・住まいの保険」の3つのコンセプト

**「頼れる」**高品質な商品・サービスで  
お客様をしっかりとお守りします。**「迅速」**お客様への対応を迅速に  
行います。**「優しい」**環境に配慮した活動や社会貢献に  
お客様とともに取り組みます。

# 住まいの安心をしっかり守る 「タフ・住まいの保険」

# 3つの魅力 //



## \魅力/ 1 充実した補償

### 建物・家財の補償

05ページへ

お客様の大切な財産である「建物」「家財」を対象に、火災はもちろん、風災や水災などの自然災害、盗難、破損・汚損等の偶然な事故までしっかりと備えます（ワイドプランの場合）。



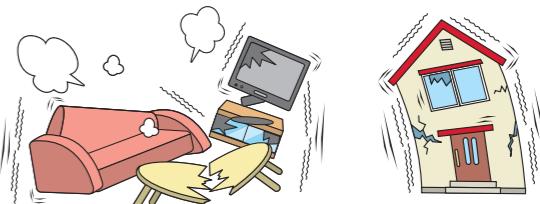
損害保険金は、新価（同等のものを新たに建築または購入するのに必要な金額）を基準にお支払いするので安心です！



### 地震保険

07ページへ

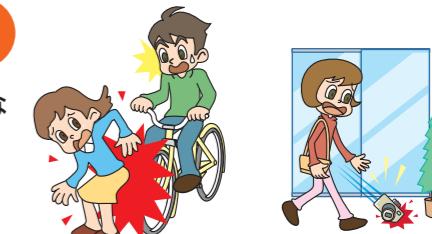
タフ・住まいの保険の基本補償では補償されない、地震や噴火、津波などのリスクに備えます。



### オプション特約

09ページへ

賠償責任の事故や携行品の事故など、さまざまなリスクに備えるオプション特約をご用意しています。



## \魅力/ 2 頼れるサービスと 安心の事故対応

“住まいの困った”にスピーディに対応する、頼れる無料サービスをご提供します。

### 住まいの現場急行サービス

11ページへ



### 住まいの安心サポート

12ページへ

### 家具移動・電球交換サービス

（ワイドプラン + 携行品損害特約 + 受託物賠償特約（特約保険金額100万円）  
(注)上記すべてを選択していただいたお客様に限ります。）

12ページへ

### 安心の事故対応サービス

26ページへ

あいおいニッセイ同和損保

事故対応サービス

### 全力サポート宣言

お客様にとっていつも「頼れる」存在を目指して  
私たちは「迅速」で「優しい」事故対応サービスの実現に全力で取り組んでいます。

1. お客様をお待たせしません!
2. すべてのお客さまへ親身な対応を行います!
3. “プロフェッショナルの安心”でお客様をしっかりと支えます!



## \魅力/ 3 環境配慮と 社会貢献

25ページへ

### eco保険証券・Web約款

お客様のパソコンなどから「ご契約内容」や「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」等を閲覧できます。紙の使用の削減等、環境保護にもつながりますので、ぜひお選びください。



### ベルマーク運動

タフ・住まいの保険は、社会貢献にもつながるベルマーク運動の協賛商品です。

タフ・住まいの保険なら20点!  
Web約款選択でプラス10点!

さらに +  
eco保険証券選択で5点\*

\* お客様が当社ホームページから「マイページ」にログインし、寄贈に同意された場合に、追加の5点分を当社からベルマーク教育助成財団に寄贈します（追加の5点分につきましては、紙でのベルマークの発行は行っておりませんので、ご了承ください）。



# ご契約までの流れ

「タフ・住まいの保険」のご契約までの流れと、ご検討にあたって のポイントをご紹介します。

STEP 1

## ご契約までの流れ

### 保険の対象 となるものをご選択ください。



### 補償対象となる事故の範囲を3つのプラン の中からご選択ください。 ワイドプラン ベーシックプラン エコノミープラン

05ページへ

STEP 2

### 地震保険

### のセットをおすすめします。



07ページへ

### オプション特約 をご選択ください。



09ページへ

STEP 3

### 頼れるサービス の内容をご確認ください。



11ページへ

保険料のお見積りにあたって、保険金額(ご契約金額)、保険期間(ご契約期間)および保険料の払込方法などご契約条件をお決めください。建物の構造等をご確認ください。

13ページへ

### お見積りをご確認ください。

重要事項のご説明をご確認のうえ、ご契約手続きを行ってください。



STEP ご契約までの  
1 流れと基本補償のご説明

STEP 地震等の補償・  
オプション特約と  
サービスのご説明

STEP ご契約条件・詳細  
3 ご契約条件について  
補償内容の詳細／契約概要のご説明

### お客様の声

「建物の補償」+「家財の補償」のセットでよかったです!  
2階建住宅の1階部分が床上浸水の被害を受けました。建物の床暖房設備が損傷し、また電化製品など高額な家財の多くを1階部分に収容していたため、損害の額が高額になってしまいました。しかし、私はワイドプランで、建物と家財の両方を保険の対象にしていたので、しっかりと補償してもらいました。本当に助かりました。

「家財の補償」と「地震保険」があつてよかったです!  
地震の時には建物はそれほど大きな損害はありませんでしたが、思いのほか揺れが大きく、家財はかなりたくさんのおもちゃが壊れてしまいました。火災保険(地震保険)は建物の保険というイメージがありましたら、家財の補償の大切さを実感しました。

●当社お客様アンケートより抜粋のうえ、個人を特定できないように匿名化し、校正しています。

# 建物・家財の補償

建物・家財の補償対象となる事故の範囲を3つのプランの中から ご選択ください。

## 基本

## の補償

おすすめ!

## ワイドプラン

## ベーシックプラン

## エコノミープラン

## 1 火災、落雷、破裂・爆発



## 2 風災・雹災・雪災

3 水ぬれ、外部からの  
物体落下等、騒擾

## 4 盗難

5 水災<sup>①</sup>

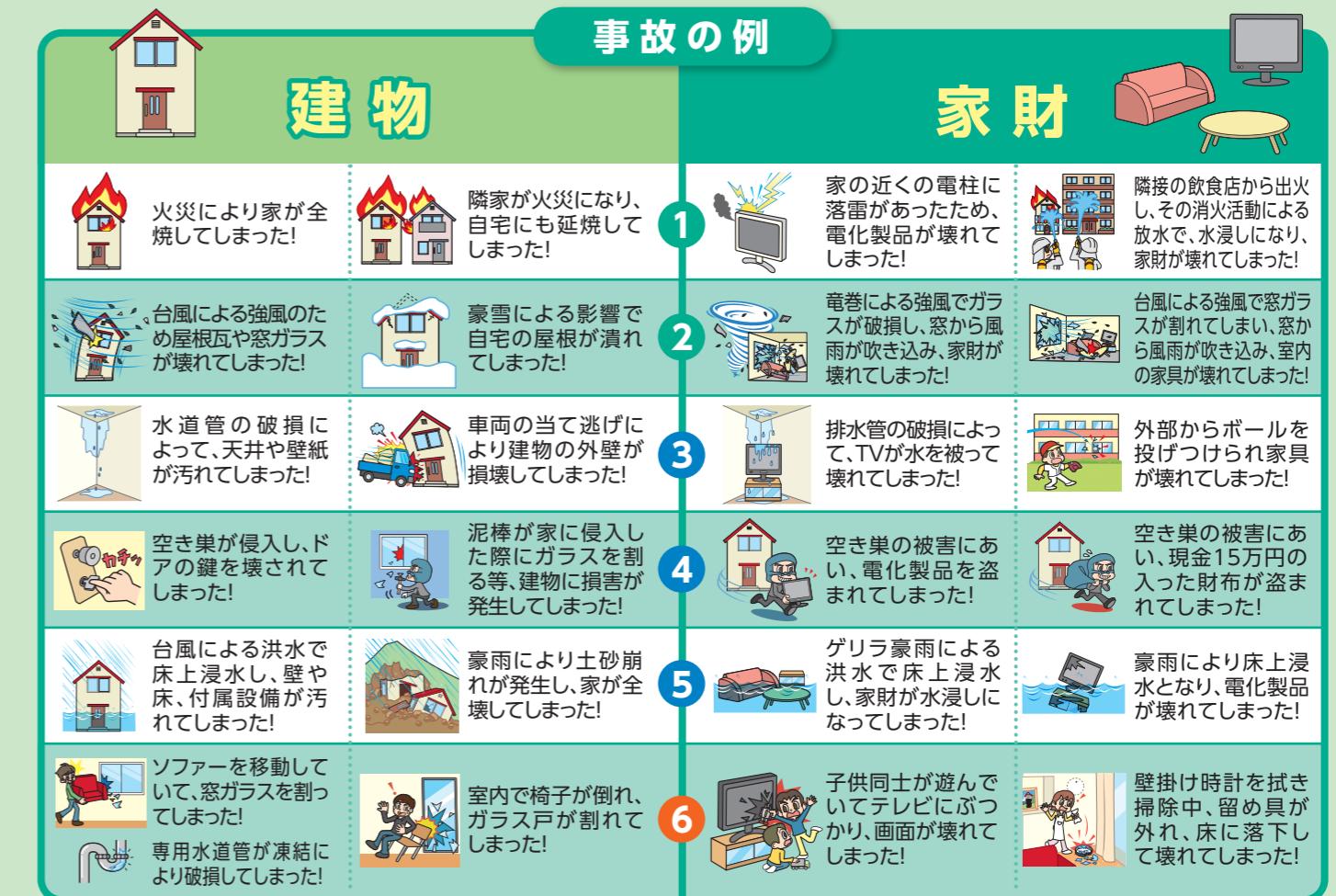
## 6 破損・汚損等



●すべての事故共通で免責金額<sup>②</sup>を「なし」「1万円」「3万円」「5万円」のいずれかから選択することができます。

●家財または家財明記物件を保険の対象とする場合で「ワイドプラン」のとき、破損・汚損等による損害については、すべての事故共通で免責金額「なし」を選択したご契約であっても損害保険金に対して、1回の事故につき免責金額3,000円が適用されます。

<sup>①</sup> 風災・雹災・雪災については、「損害の額が20万円以上の場合のみ補償されるタイプ(免責金額なし)」を選択していただくことも可能です。ただし、その場合はすべての事故共通で免責また、構造級別にかかわらず、共同住宅1棟契約以外の場合に「水災一時金のみをお支払いするタイプ」を選択していただくことも可能です。共同住宅1棟契約の場合、保険の対象である建物



(注1)通常の使用において発生するすり傷等の外観上の損傷・汚損であって、その機能に支障をきたさない損害については補償されません。

(注2)窓や戸などからの風、雨等の吹込みによる損害や雨漏り(漏入)等による損害は補償されません。

金額は「なし」となります。※2水災については、構造級別がM構造またはM級(コンクリート造のマンション等)の場合、水災の補償を「補償なし」とすることも可能です。  
の損害について、「建物保険金額に支払限度額割合10%または30%を乗じた額を限度額として損害保険金をお支払いするタイプ」を選択していただくことも可能です。



## 費用の補償

各プラン共通の費用の補償です。

## 災害緊急費用

火災、落雷、破裂・爆発事故による損害の復旧にあたり支出した仮住まいや仮修理の費用などの必要かつ有益な費用を補償

## 地震火災費用

自動セット 5% (300万円が限度)  
火災保険金額<sup>※1</sup>の5%(300万円が限度)をお支払いします。

オプション 30% (支払限度額なし)  
ご希望により、お支払いする額を火災保険金額<sup>※1</sup>の30%(支払限度額なし)または50%(支払限度額なし)に変更することができます。

オプションで30%・50%に変更できます!

\*1 火災保険金額とは、セットでご契約するタフ・住まいの保険の保険金額をいいます。 \*2 事故時諸費用については、「損害保険金にプラスして損害保険金の10%を補償するタイプ」や「支払対象となる事故の範囲を火災、落雷、破裂・爆発に限定するタイプ(限定補償)」や「補償なし」を選択していただくことも可能です。



## 1 水災

台風、暴雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。タフ・住まいの保険では、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水などによる損害が発生した場合に補償対象となります。

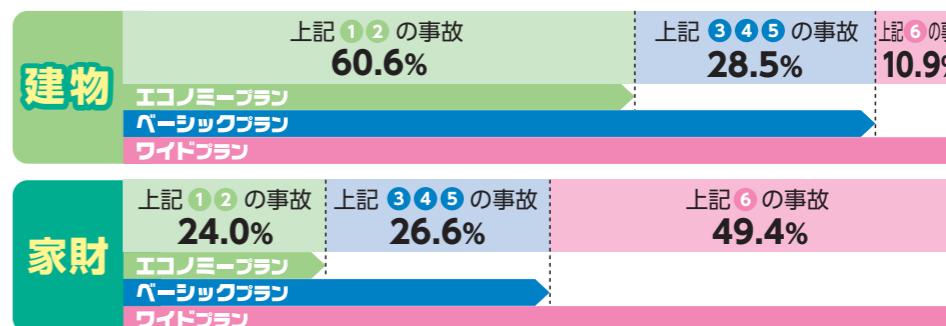
事故時諸費用<sup>※2</sup>

建物 損害保険金にプラスして損害保険金の20%を補償(事故発生時に臨時に発生する出費等に充てることができます)

各プランで損害保険金(通貨等の盗難を除きます)が支払われる場合に支払対象となります

## 過去5年間の事故件数割合

建物の事故の約11%、家財の事故の約49%は、ワイドプランのみで補償対象となる破損・汚損等の偶然な事故が占めています。  
(平成22年～26年「家庭総合保険」事故件数の割合)



10%を補償するタイプ」や「支払対象となる事故の範囲を火災、落雷、破裂・爆発に限定するタイプ(限定補償)」や「補償なし」を選択していただくことも可能です。

## 2 免責金額

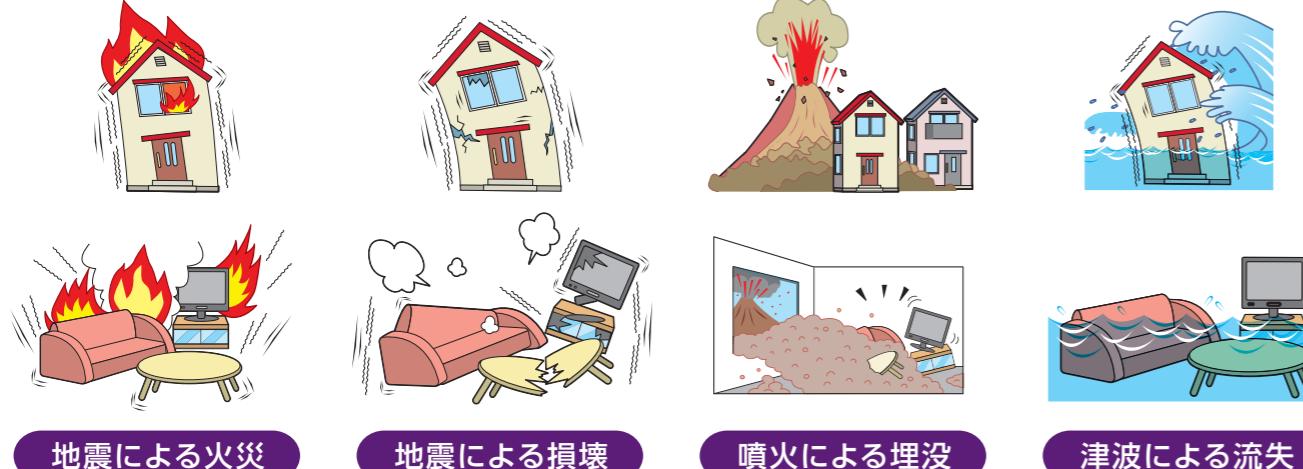
支払保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く金額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。

# 地震保険

地震等による損害に備えて、地震保険のセットをおすすめします。

## 地震保険の補償概要

タフ・住まいの保険だけでは補償されない、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。



地震による火災

地震による損壊

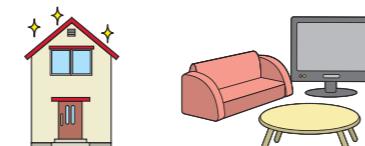
噴火による埋没

津波による流失

**注意** 地震保険を契約いただいている場合は、地震等(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます)損害や、火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害については保険金をお支払いできません。

## 保険の対象

地震保険の対象は、「居住用建物」および「家財」です。



## 保険金額の設定

地震保険の保険金額は、セットでご契約するタフ・住まいの保険の保険金額の30%~50%の範囲で1万円単位で設定できます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

## 保険金のお支払

損害の程度(全損、大半損、小半損、一部損)に応じて、地震保険の保険金額の一定の割合(100%、60%、30%、5%)をお支払いします。

(注)右表の損害に至らない場合には、保険金をお支払いできません。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定の基準は、P23契約概要のご説明②保険金をお支払いする場合(補償内容)をご参照ください。

損害の程度	お支払いする保険金
全損のとき	地震保険金額の100%(時価額※が限度)
大半損のとき	地震保険金額の60%(時価額※の60%が限度)
小半損のとき	地震保険金額の30%(時価額※の30%が限度)
一部損のとき	地震保険金額の5%(時価額※の5%が限度)

※再調達額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。

## 保険料

- 地震保険の保険料③は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。
- 地震保険は、所定の確認資料の提出により、建物の免震・耐震性能等に応じた、右記のいずれかの割引を適用できる場合があります。



### 3 保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に払い込むべき金額のことです。

STEP 1 ご契約までの流れと基本補償のご説明

STEP 2 地震等の補償・オプション特約とサービスのご説明

STEP 3 ご契約条件・詳細  
ご契約条件について  
補償内容の詳細／契約概要のご説明

(注)地震保険は単独ではご契約できません。「タフ・住まいの保険」とセットでご契約する必要があります。

### ①免震建築物割引

割引率 50%

### ②耐震等級割引

耐震等級3	50%
耐震等級2	30%
耐震等級1	10%

### ③建築年割引

割引率 10%

### ④耐震診断割引

割引率 10%

## 地震保険割引簡易判定フローチャート

更改前契約で既に地震保険をご契約されており、その地震保険に割引が適用されている

以下の書類を持っている  
・「住宅性能評価書」「住宅性能証明書」  
・長期優良住宅に関する「技術的審査適合証」や「認定通知書」等の長期優良住宅の認定書類等

昭和56年(1981)6月以降に新築した建物で、新築年月を確認できる書類がある

耐震診断または耐震改修を受けたことがある

更改前契約と同じ地震保険割引が適用できます。

免震建築物と判定されている場合 ①免震建築物割引  
耐震等級が確認できる場合 ②耐震等級割引

建築確認書、登記簿謄本など、公的機関等が発行する新築年月を確認できる書類等がある場合 ③建築年割引

耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書などがある場合 ④耐震診断割引

地震保険割引は適用されません

(注)上記の4つの割引はそれぞれ重複して適用できません。

(注)割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

地震保険の割引についての詳細は

24ページへ

## 「地震保険」は保険料控除の対象です

概要	所得税の取扱い	個人住民税の取扱い
	対象契約	地震保険
所得控除限度額	最高5万円	最高2万5千円
控除対象保険料	払込地震保険料の全額	払込地震保険料の半額

- 保険契約者④が個人の場合、払い込んでいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。
- 地震保険の保険期間が1年を超える場合(地震保険長期契約)で、一括で保険料を払い込んでいただいた場合には、払い込んでいただいた保険料を地震保険の保険期間で除した額が毎年の控除対象となります。分割払の場合には、実際にその年に払い込んでいただいた地震保険料が、控除対象となります。
- 左記は平成28年6月現在の税法上の取扱いの概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

## 地震火災費用特約について(地震保険セットの場合)

地震保険とセットで地震火災費用特約30%または50%を検討ください。

地震等による火災の損害

地震保険による補償 地震火災費用特約による補償

自動セット	地震保険	地震火災費用特約
オプション	最大で火災保険金額の50%補償 (全損の場合)	火災保険金額の5%補償
		地震火災費用特約 30% (火災保険金額の30%補償) 最大80%補償

(注)火災保険金額とは、セットでご契約するタフ・住まいの保険の保険金額をいいます。

- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象である建物が半焼以上となった場合や保険の対象である建物や家財が全焼となった場合などに、地震火災費用保険金をお支払いします(地震保険をセットしない場合であっても補償されます)。

- 地震火災費用保険金は、地震等を原因とする損傷・埋没・流失による損害に対しては支払われませんのでご注意ください。

- 地震保険をセットした場合で地震保険金額を火災保険金の50%で設定し、地震火災費用特約50%を選択したときは、地震保険とあわせて最大で火災保険金額の100%、地震火災費用特約30%を選択したときは最大で80%が補償されます。

## 4 保険契約者

ご契約の当事者で、保険会社と保険契約を締結する方をいいます。したがって、保険契約者は保険契約の申込みを行い保険料を払い込む方になります。

# オプション特約

日常生活を取り巻くリスクへの備えとして、さまざまなオプション特約をご用意しています。

## オプション どなたにもオススメのオプション特約

近隣へ延焼した場合の備えに



### 類焼損害・見舞費用特約

自宅の火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に発生した損害を、最大1億円まで補償します。  
 (注1) 損害の発生した近隣の建物や収容動産に保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、近隣の類焼補償対象物(居住用の建物・収容家財・事業用の建物・収容動産)の損害の額から他の保険契約等で支払われる保険金を差し引いて保険金をお支払いします。  
 (注2) お支払いする保険金は保険期間を通じて支払限度額(1億円)が限度となります。保険期間が1年を超えるご契約の場合、支払限度額(1億円)は1保険年度ごとに適用されます。  
 (注3) 保険の対象の所在地が異なる別々の物件にはこの特約をそれぞれセットする必要があります。  
 自宅の火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に損害が発生したために支出した見舞金等の費用を補償します。  
 (注) 1被災世帯あたり30万円を限度に支出した見舞費用を補償します。ただし、1回の事故につき、全被災世帯合計で契約建物(家財)に対して支払われた損害保険金の30%を限度とします。

P20の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

### 個人賠償特約\*

日常生活における賠償事故の備えに



### 個人賠償(電車等運行不能賠償追加型)特約\*

上記「個人賠償特約」の補償に加え、日本国内において被保険者が電車など\*の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を、1回の事故につき最大1億円まで補償します。

(注) 「ワープラン」で、「携行品損害特約」および「受託物賠償特約(特約保険金額100万円)」をセットしている場合にセットできます。  
 \* 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付きリフト、ガイドウェイバスをいいます。(ジェットコースターなど遊園地などで使用されるものは除きます)。

P20の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

### 受託物賠償特約\* ワープランに携行品損害特約とあわせてセットすると、プラスワンサービス!! 詳細はP12家具移動・電球交換サービスをご確認ください。

他人から預かったものやレンタル品などの受託物<sup>5</sup>を、日本国内または国外において損壊、紛失、または盗難にあったことにより法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償します(免責金額5,000円)。

(注1) 特約をセットする場合は、特約保険金額を「30万円」「100万円※」のいずれかから選択します。30万円を選択した場合は、「家具移動・電球交換サービス」の対象とはなりません。  
 (注2) お支払いする保険金は保険期間を通じて特約保険金額(30万円または100万円※)が限度になります。保険期間が1年を超えるご契約の場合、特約保険金額(30万円または100万円※)は1保険年度ごとに適用されます。  
 (注3) 受託物が、記名被保険者の居住の用に供される建物敷地内に保管されている間または記名被保険者の日常生活の必要に応じて一時的に建物敷地内外で管理されている間の事故に限ります。

\* 明細付契約の場合は、特約保険金額100万円を選択できません。 P20の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

他人から被害を受けた場合の備えに



### 弁護士費用等特約

被害事故の結果、ケガをしたり、自宅や家財が損害を受け、損害賠償請求を弁護士に委任した場合の費用等を、1回の事故につき被保険者1名ごとに最大300万円まで補償します。

#### 法律相談費用

被害事故の結果、ケガをしたり、自宅や家財が損害を受けた場合の法律相談費用を、1回の事故につき被保険者1名ごとに最大5万円まで補償します。

P20の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

## 5 受託物

被保険者が管理する他人の財物で、被保険者が日本国内において日常生活上の必要に応じて他人から受託した財物をいいます。

(注) 通貨・有価証券類、貴金属・骨董、自動車・原動機付自転車・船舶・航空機、鉄砲・刀剣・動物・植物・建物・門・塀・垣・車庫その他の付属建物、公序良俗に反する物など受託物に含まれないものがあります。

STEP 1 ご契約までの流れと基本保険のご説明

STEP 2 地震等の補償・オプション特約とサービスのご説明

STEP 3 ご契約条件・詳細  
ご契約条件について  
補償内容の詳細／契約概要のご説明

## オプション 下記のお客さまにオススメのオプション特約

家財をご契約のお客さま向け



### 携行品損害特約 ワープランに受託物賠償特約とあわせてセットすると、プラスワンサービス!! 詳細はP12家具移動・電球交換サービスをご確認ください。

自宅敷地外で携行する身の回り品<sup>6</sup>に発生した不測かつ突發的な事故による損害を補償します(免責金額3,000円)。  
 (注1) 保険の対象に家財を含む場合にセットできます。  
 (注2) 特約をセットする場合は、特約保険金額を「10万円」「20万円」「30万円」「50万円」のいずれかから選択します。  
 1回の事故につき特約保険金額が限度となります。 P20の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

分譲マンションオーナーのお客さま向け



### バルコニー等修繕費用特約

記名被保険者<sup>7</sup>が専ら使用または管理するバルコニー・玄関ドアなど分譲マンションの共用部分に発生した偶然な事故による損害について、管理組合規約に基づき記名被保険者が負担する修繕費用を、1回の事故につき最大30万円まで補償します。

賃貸住宅入居者のお客さま向け



### 借家賠償・修理費用特約\*

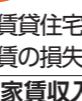
偶然な事故により、借用住宅に損害を与えたことによる貸主に対する法律上の損害賠償責任を1回の事故につき、特約保険金額を限度に補償します。

#### 修理費用

借用住宅に偶然な事故が発生し、貸主との賃貸借契約に基づき、または緊急的に被保険者が自己の費用で修理した場合の修理費用を、1回の事故につき最大300万円まで補償します(免責金額3,000円)。

P20の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

賃貸住宅オーナーのお客さま向け



### 家賃収入特約

賃貸住宅に火災などの事故が発生し損害を受けた結果発生する家の損失をご契約時に定めた期間を限度に補償します。

家賃収入特約の保険金額 = 家賃月額 × 約定復旧期間の月数

家主費用特約

(注) 「ワープラン」で、「家賃収入特約」をセットしている場合にセットできます。

賃貸住宅内<sup>※1</sup>で死亡事故(自殺、犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤獨死)が発生し、死亡事故発見日から90日以内に賃貸住宅が空室となった結果発生した30日以上続く空室期間または空室期間の短縮のために家賃を引きしたことによる値引期間<sup>※2</sup>の家賃損失を補償します。<sup>※3※4</sup>

また、修復・清掃・脱臭費用等の原状回復のための費用や遺品整理費用等についても100万円を限度に補償します。<sup>※5</sup>

<sup>※1</sup> 保険の対象である建物のうち、居住者が賃借する戸室(専用使用部分を含みます)をいい、共用部分は含みません。

<sup>※2</sup> 入居希望者に対して、死亡事故の事実を重要事項等の説明として書面等にて告知した場合に限り補償対象となります。

<sup>※3</sup> 死亡事故が発生した賃貸住宅の上下左右の隣接戸室(死亡事故により、物的損害が発生した隣接戸室に限ります)についても、空室期間の家賃損失を補償します(値引期間の家賃損失は補償できません)。

<sup>※4</sup> 空室期間または値引期間は、賃貸借契約終了から12か月を限度とします。

<sup>※5</sup> 死亡事故発見日から180日以内に発生した費用に限ります。

\*被保険者が個人の場合、示談代行サービスのご利用が可能になります。なお、「個人賠償特約」、「個人賠償(電車等運行不能賠償追加型)特約」、「マンション居住者包括賠償特約」において日本国外で発生した事故については示談交渉を行いません。

6 身の回り品 被保険者が所有する家財をいいます。

(注) 定期券、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属や美術品、自動車・自転車およびこれらの付属品、サーフボード、携帯電話等の携帯式通信端末機器、ノートパソコン等の携帯式電子事務機器、眼鏡・コンタクトレンズ等の身体補助器具、動物・植物など保険の対象に含まれないものがあります。

## 7 記名被保険者

保険証券の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。

# 頼れるサービス

“住まいの困った”にスピーディに対応する、頼れる無料サービス をご提供します。

## 住まいの現場急行サービス

365日24時間受付 水回りのトラブルから玄関ドアのカギ開けまで、住まいのトラブルをサポート!

### 水回りクイック修理サービス

水回りのトラブルの専門業者を手配し、  
応急修理を行います。

- トイレがつまつ  
流れない!

トイレ  
つまりの除去



- 台所の排水管が  
つまつて水びたしに!

給・排水管の  
つまりの除去



- 洗面台の給水管が  
故障して水漏れが  
止まらない!

給・排水管の故障による  
あふれの原因箇所の  
応急修理

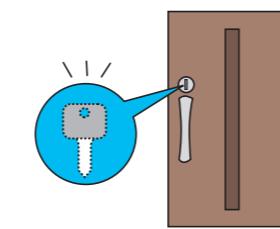


### 玄関ドアカギ開けサービス

玄関ドアのカギの専門業者を手配し、  
緊急開錠を行います。

- 外出中に玄関ドアの  
カギをなくしてしまった!

玄関ドアのカギ開け



上記のトラブルの際、現場での30分以内の一時的な応急修理費用(出張料および作業料)を無料とします。

(注1)各種部品代・カギ作製代、上記の30分を超える応急修理・作業の場合の作業延長料金などはお客さま負担となります。

(注2)保険契約者または被保険者(保険の対象の所有者。以下同様とします)ご本人の確認ができない場合はサービスの提供は行いません。

(注3)玄関ドアのカギ開けサービスの対象は、建物または戸室の出入りに通常使用する玄関ドアのカギの開錠とし、建物内のカギ開けを除きます。

また、カギの種類によっては、玄関ドアのカギ開けサービスの提供ができない場合があります。この場合、お客さまのご要望により破錠する場合があります(破錠後に必要となるカギ・シリンダー等の交換費用はお客さま負担となります)。

**対象となる建物** 被保険者(被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります)が居住する保険証券に記載された居住建物(保険の対象が家財の場合はその家財を収容する居住建物)が対象となります。

(注1)居住建物に固着していない屋外の給・排水設備は対象となりません。

(注2)居住部分については被保険者が居住していない場合、店舗部分については被保険者が使用していない場合は対象となりません。

**対象となる地域** 日本国内であれば全国どこでもご利用できます。一部地域(離島等)ではご利用いただけません。

- ⚠ 注意**
- 住まいの現場急行サービスのご利用は、あんしん24受付センター(0120-985-024)にご連絡をいただき、当社がサービス提供を委託する(株)安心ダイヤルが手配する業者をご利用いただくことが条件となります。
  - (株)安心ダイヤルが手配する業者以外で、お客さまが自ら業者を手配し応急修理を行う場合は、業者を手配される前にあんしん24受付センターにご連絡ください。この場合にかぎり、10,000円を限度に実費をお支払いします。
  - 給・排水管のつまりの除去、給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の修理で高圧洗浄等の作業が必要となり、一時的な応急修理で対応できない場合は、サービスの提供ができません。
  - トラブルの原因が、給・排水管の凍結、雨どいのつまり、給湯器、温水洗浄便座、洗濯機、床暖房システム等の機器のトラブル、故意、地震・噴火またはこれらによる津波、戦争などの場合は、サービスの対象なりません。
  - 出動業者のトラブル現場への到着は天候・交通事情等により遅延することがありますので、あらかじめご了承ください。
  - ご契約の居住建物がアパート・マンション等共同住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、共用部分、公的的部分(市町村等が所有する水道管・下水管等を含みます)および他の賃貸戸室部分等は対象となります。
  - ご契約の居住建物が店舗や事務所等を併設した併用住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、他の賃貸戸室部分およびテナントの専有部分は対象となります。
  - 一部地域や時間帯によってはサービスのご提供ができない場合があります。

住まいの現場急行サービスの  
ご利用は、右記までご連絡ください。

365日  
24時間  
**0120-985-024**



\*おかけ間違いにご注意ください。

●上記サービスの対象となるご契約は **タフ・住まいの保険**

(注)サービスご提供時に被保険者であることを提携会社にて確認することが  
できないご契約については、サービスをご提供できませんのでご注意ください。

STEP 1 ご契約までの  
流れと基本補償の  
ご説明

STEP 2 地震等の補償・  
オプション特約と  
サービスのご説明

STEP 3 ご契約条件・詳細  
ご契約条件について  
補償内容の詳細／契約概要のご説明

## 家具移動・電球交換サービス

365日24時間受付 重たい家具の移動から  
高所の電球交換まで住まいの困りごとをサポート!

ワイドプラン + 携行品損害特約 + 受託物賠償特約(特約保険金額100万円)

をあわせてセットされた方がご利用できるサービスです!

- 家具を移動したい!

敷地内における家具の移動をご希望の場合、提携業者を手配し、作業員2名以内で家具1個の移動を行います。  
(注1)大型の家具、楽器等の移動はサービスの対象となりません。  
(注2)引越し等、敷地外への家具の移動はサービスの対象となりません。



- 蛍光灯が切れたので交換したい!

照明電球や蛍光灯の交換をご希望の場合、提携業者を手配し、電球・蛍光灯の交換を行います。  
(注1)交換用の電球・蛍光灯はお客さまご自身でご用意ください。  
(注2)照明器具本体の交換はできません。  
(注3)吹き抜け等、脚立で届かない場合や、共同住宅等で被保険者が居住している戸室以外の電球・蛍光灯交換等は、サービスの対象となりません。



- 家具移動・電球交換サービスのご利用は、あんしん24受付センター(0120-985-024)にご連絡をいただき、当社がサービス提供を委託する(株)安心ダイヤルが手配する業者をご利用いただくことが条件となります。
- 保険の対象に家財を含む場合で、「ワイドプラン」をご選択のお客さまは「携行品損害特約」および「受託物賠償特約(特約保険金額100万円)」をセットした場合にご利用いただけます。
- 家具移動・電球交換サービスは家具移動または電球・蛍光灯交換のいずれか保険期間中1回(保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに1回)のみ無料とします。
- 家具移動・電球交換サービスは予約制です。

家具移動・電球交換サービスの  
ご利用は、右記までご連絡ください。

365日  
24時間  
**0120-985-024**

\*おかけ間違いにご注意ください。



## 住まいの安心サポート

日常生活のお悩みから暮らしの安心までサポート!

### 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

- 暮らしのトラブル(法律)などを相談したい方に

#### 法律のご相談

不動産購入時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。  
(注1)一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。



(注2)既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となります。

- ⚠ 注意**
- 保険金請求にかかる事故等のご相談は対象となります。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
  - サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
  - 住まいの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

\*住まいの安心サポートは、当社が委託している提携サービス会社がご提供します。

住まいの安心サポート  
のご利用は、右記まで  
ご連絡ください。

**0120-4132-56**

\*おかけ間違いにご注意ください。

\*音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

- 暮らしの税務などを相談したい方に

#### 税務のご相談

住宅ローン減税など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。  
(注)一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。



上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「火災保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページからマイページにログインのうえご確認をお願いします)。

# ご契約条件について①

まずは保険金額の設定についてご確認ください。

## 建物保険金額の設定について



### 1 新価(再調達価額※)基準の「建物評価額」を算出します。

※「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

#### 新築年および新築当時の建築価額がわかる場合

(注) 建物評価額は、土地代および敷地内構築物の価額を除いて算出します。

新築当時の建築価額に物価などの価格変動率(建築費倍数)を乗じて算出します。

[算式のイメージ]

$$\text{建物評価額} = \text{新築当時の建築価額} \times \text{建築費倍数}$$

#### 新築年および新築当時の建築価額がわからない場合

1m<sup>2</sup>あたりの新築費単価に延床(専有)面積を乗じる方法です。

[算式のイメージ]

$$\text{建物評価額} = 1\text{m}^2\text{あたりの新築費単価} \times \text{延床(専有)面積}$$

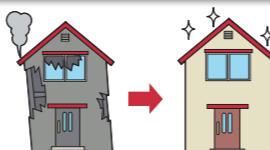
#### 区分所有マンションの専有戸室を対象とする場合

(注) 算出した標準的な建物評価額を基に、必要に応じて実態にあわせた調整を行います。

### 2 「建物評価額」の範囲内で、「建物保険金額」を設定します。

建物保険金額は、建物評価額以下であれば、1万円単位で自由に設定することができます。ただし、建物評価額の10%未満では設定することができません(100万円が下限となります)。

**建物保険金額は、建物評価額と同額で設定されることをおすめします。**これにより、建物が全焼した場合でも、お支払いする損害保険金だけで建物を再築または再取得することができます。



## 評価済保険について

タフ・住まいの保険(建物のご契約)では、ご契約時の建物評価額に基づきあらかじめ設定した建物保険金額に基づいて損害保険金をお支払いする評価済保険を導入しています。これにより、より一層わかりやすく、お客様の期待に応える補償をご提供しています。

例えば、建物が火災により全焼してしまった場合…

#### 従来型の火災保険

事故発生時に再評価した建物評価額に基づいて損害保険金をお支払い

物価変動等により「事故発生時の建物評価額」が「建物保険金額」を下回っていた場合、損害保険金は「事故発生時の評価額」が限度となります。

(注) 「建物評価額」が事故時の再調達価額を著しく上回る場合には、再調達価額を基準に保険金をお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

#### タフ・住まいの保険

建物保険金額を限度に建物評価額を基準として損害保険金をお支払い

物価変動等により「事故発生時の建物評価額」が「建物保険金額」を下回っていた場合も、「建物保険金額」を限度として損害の額の全額をお支払いします。

STEP ご契約までの流れと基本補償のご説明  
1

STEP 地震等の補償・オプション特約とサービスのご説明  
2

STEP ご契約条件・詳細  
3  
ご契約条件について  
補償内容の詳細／契約概要のご説明

## 家財保険金額の設定について



### 1 新価(再調達価額※)基準の「家財評価額」を算出します。

※「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

**世帯主の年齢と家族構成により、標準的な家財評価額を算出します。**

(注) 算出した標準的な評価額を基に、必要に応じて実態にあわせた調整を行います。  
[家財評価額の目安]

家族構成 世帯主の年齢	独身世帯 単身世帯	2名			3名			4名			5名		
		夫婦のみ	夫婦	夫婦	夫婦								
27才以下	—	550	630	680	710	760	810	790	840	890	940	—	—
28~32才	—	740	820	870	900	950	1,000	980	1,030	1,080	1,130	—	—
33~37才	300	1,060	1,140	1,190	1,220	1,270	1,320	1,300	1,350	1,400	1,450	—	—
38~42才	—	1,290	1,370	1,420	1,450	1,500	1,550	1,530	1,580	1,630	1,680	—	—
43~47才	—	1,470	1,550	1,600	1,630	1,680	1,730	1,710	1,760	1,810	1,860	—	—
48才以上	—	1,550	1,630	1,680	1,710	1,760	1,810	1,790	1,840	1,890	1,940	—	—

[家財簡易評価表(再調達価額用) 平成26年4月1日版(消費税率8%含)]

### 2 「家財評価額」の範囲内で、「家財保険金額」を設定します。※

※再調達価額を超えて契約されても、再調達価額を超えた部分は損害保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

**家財評価額と同額で家財保険金額を設定する**  
**「評価額約定方式」の場合**、家財が全焼したときにも新価(再調達価額)基準の家財評価額の全額が補償されますので安心です。

$$\text{家財評価額} = \text{家財保険金額}$$

全損した場合も安心!



(例) 40才Aさん(ご夫婦とお子さま1名)の場合、家財評価額は1,370万円となりました。

家財評価額は1,370万円だけど、買い直さなくていい家財も多いから、家財保険金額は800万円で設定しよう。



30万円を超える補償をご希望の場合



## 貴金属等について

家財をご契約の場合、貴金属等については自動的に保険の対象に含まれますが、1個または1組について30万円を超える損害は損害の額を30万円とみなします。1個または1組ごとの再調達価額が30万円を超える貴金属等をお持ちの場合は、30万円を超える損害に備える**「家財明記物件特約」**のセットをおすすめします。

(注) 「家財明記物件特約」は、保険の対象に「家財」を含む場合のみセット可能です。家財明記物件のみを保険の対象とすることはできません。なお、「家財明記物件特約」の保険金額は、貴金属等の再調達価額を基に設定します(1,000万円を超える場合は契約できません)。

# ご契約条件について②

次に、保険期間や保険料の払込方法、構造級別の判定についてご案内します。

## 保険期間・保険料払込方法について

①保険期間をお選びください。

1年

②保険料払込方法をお選びください。

一時払

一般分割払  
(口座振替)

2~5年

長期一括払

長期分割払(年払)  
(口座振替)

長期分割払(月払)  
(口座振替)

(注1)お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、団体扱または集団扱での払込方法を選択できます。

(注2)保険期間6年~10年・長期一括払でのご契約も可能です。

### 長期分割払(年払・月払)の概要

ポイント 1

**長期分割払(年払)や長期分割払(月払)を選択されると割引が適用になります!**

長期分割払(年払・月払)だと、一度にまとまったお金用意していただく必要がありません。

#### 保険期間が長くなるほど割引率がアップします!

「タフ・住まいの保険」の長期分割払(年払・月払)の保険期間は2年~5年から選択していただけます。長期分割払(年払・月払)にすると、例えば2年契約で約6%※1、5年契約では約10%※1保険料が割安になります。※2※3

※1 一般的の保険期間1年の一時払・一般分割払(口座振替)と比べた場合(当社比)の割引率です。

※2 割引率は、ご契約の保険期間や払込方法により異なります。

※3 地震保険には適用されません。

ポイント 2

#### 毎年のご契約手続が不要!

最長5年までのご契約が可能なため、毎年のご契約手続の手間が省けます。

### 保険料の払込方法は簡単・便利な「キャッシュレス」をおすすめします。

ご契約時に指定していただいた方法により、後日、保険料を払い込んでいただきますので、ご契約時に現金を用意していただく必要はありません。次のとおりキャッシュレスによって払い込んでいただけます。

※詳細はP22契約概要のご説明①③「保険料の払込方法」「主なキャッシュレスの払込方法」をご参照ください。

主なキャッシュレスの払込方法	概要
口座振替	ご契約の保険料を払い込む場合に、指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。
クレジットカード払 (登録方式)	ご契約の保険料を一括して払い込む場合に、当社の指定するクレジットカードによって払い込む方法です。
払込票払	ご契約の保険料を一括して払い込む場合に、当社所定の払込票によってコンビニエンスストア、ゆうちょ銀行(郵便局)またはペイジーで払い込む方法です。

#### ⚠ 初回保険料を口座振替で払い込んでいただく場合の注意事項

●初回保険料を口座振替で払い込んでいただく場合は、ご契約時に「火災保険申込書」と「口座振替申込書」にてお手続きいただき、ご契約後すみやかに(保険責任開始時までに)、あいおいニッセイ同和損保初回口座振替受付専用ダイヤル(0120-502-565)へご連絡ください。

(注1)始期日の属する月の前月までにお手続きいただける場合は、ご連絡は不要です。

(注2)応答装置により質問にお答えいただきますので、火災保険申込書などご契約内容のわかるものをお手元にご用意ください。

(注3)IP電話等からおかげいただける場合、電話会社の都合でつながらないことがございます。その場合は、申し訳ございませんが、079-598-2390(有料)におかけください。

●ご契約内容変更時に、あいおいニッセイ同和損保初回口座振替受付専用ダイヤル(0120-502-565)※へご連絡いただくと、追加保険料を口座振替により払い込んでいただくことができます。※365日24時間受付(自動音声応答装置での対応となります)。

●ご継続の保険料を払い込んでいただく際に口座振替を利用いただく場合は、「火災保険申込書」と「口座振替申込書」を始期日の属する月の前月末までに提出いただくようお願いいたします。

(注)既にご継続前のご契約が口座振替契約のお客さまは、火災保険申込書のみのご提出となります。

STEP 1 ご契約までの流れと基本補償のご説明

STEP 2 地震等の補償・オプション特約とサービスのご説明

STEP 3 ご契約条件・詳細  
ご契約条件について  
補償内容の詳細/契約概要のご説明

## 構造級別の判定について

タフ・住まいの保険は、建物の「構造級別」などによって、保険料が変わります。  
「構造級別」は、建物の柱や工法、法令上の耐火性能で判定します。

専用住宅・共同住宅の場合



右記のいずれかの建物に該当しますか?  
●コンクリート造 ●れんが造 ●コンクリートブロック造  
●石造 ●耐火建築物 ▲

はい

マンションなどの共同住宅(同じ建物内に2戸以上の戸室がある建物)に該当しますか?

はい

●いいえ  
●鐵骨造建物 ●準耐火建築物 ▲ ●省令準耐火建物 ▲

M構造

T構造

H構造  
木造等の非耐火住宅

併用住宅の場合



右記のいずれかの建物に該当しますか?  
●コンクリート造 ●れんが造 ●コンクリートブロック造  
●石造 ●耐火建築物 ▲ ●耐火被覆鉄骨造

はい

マンションなどの共同住宅(同じ建物内に2戸以上の戸室がある建物)に該当しますか?

はい

●いいえ  
●鐵骨造建物(耐火被覆されていない) ●準耐火建築物 ▲ ●省令準耐火建物 ▲

M級

1級

2級

3級  
木造等の非耐火住宅

(注)耐火構造建築物は耐火建築物に、特定避難時間倒壊等防止建築物は準耐火建築物に含まれます。

⚠ 法令上の耐火性能(耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物)に基づいて構造級別を判定する場合は、確認書類のコピーをご提出ください。

主な確認方法	耐火建築物	準耐火建築物	省令準耐火建物
	(1)設計仕様書・設計図面、住宅等の性能を示すパンフレット等 (2)建築確認申請書の第四面「5.耐火建築物」欄の記載内容  耐火建築物 耐火建築物と記載あり	(1)設計仕様書・設計図面、住宅等の性能を示すパンフレット等 (2)住宅金融支援機構等特約火災保険を契約していた(または契約している)建物で、「ご契約カード」等の構造級別欄が以下のいずれかの表示であること  準耐火建築物 準耐火建築物(イ-1)(イ-2)(ロ-1) (ロ-2)と記載あり	(1)設計仕様書・設計図面、住宅等の性能を示すパンフレット等 (2)住宅金融支援機構の承認を得た「木造軸組工法による省令準耐火構造の住宅」に適合することがわかる資料(特記仕様書) (4)施工者またはハウスメーカーからの証明書
	(3)施工者またはハウスメーカーからの証明書	C'(3') 省令準耐火 省令簡耐	
		(3)住宅金融支援機構の承認を得た「木造軸組工法による省令準耐火構造の住宅」に適合することがわかる資料(特記仕様書)	
		(4)施工者またはハウスメーカーからの証明書	

現在、他の火災保険をご契約されている場合、そのご契約の保険証券などで構造級別を確認できる場合があります。

**経過措置の適用条件** 構造級別が、H構造または3級に該当した場合は、保険料のご負担を軽減するための「経過措置」が適用される場合があります。

対象契約

更改後契約  
の条件

更改前契約の構造級別がB構造または2級と判定されていた建物が、更改後契約でH構造または3級と判定される場合  
(注1)経過措置を適用したご契約を更改された場合も引き続き適用されます。(注2)更改前契約が当社のご契約でない場合も条件を満たしていれば適用されます(更改前契約の保険証券(写)などのご提出が必要となります)。

以下のすべてに合致する必要があります。

- 1.始期日が更改前契約の満期日または解約日と同一であること。
- 2.保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、更改前契約と同一であること。
- 3.保険契約者が、更改前契約と同一であること。ただし、以下の①~③などによる保険契約者または保険契約者名の変更については、保険契約者が更改前のご契約と同一であるとみなします。①死亡による相続 ②改姓・名称変更 ③企業の合併・統合

(注1)保険期間の中途で保険の対象の移転を行った場合または保険の対象である建物の買替えや建替えをした場合、その時点で経過措置は終了します。(注2)保険期間の中途中で保険契約者の変更を行った場合、その時点で経過措置は終了します。ただし、上記「更改後契約の条件」3.の①~③などによる変更は、保険契約者の変更とはみなしません。(注3)更改時または保険期間の中途中で、保険の対象である建物に収容される家財などを保険の対象に追加した場合も、経過措置が適用されます。

# 補償内容の詳細①

STEP 1 ご契約までの  
流れと基本補償の  
ご説明STEP 2 地震等の補償・  
オプション特約と  
サービスのご説明STEP 3 ご契約条件・詳細  
ご契約条件について  
補償内容の詳細／契約概要のご説明

タフ・住まいの保険の普通保険約款・主な特約の補償内容および 保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。(注) 詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

## 1 基本補償

### (損害保険金や費用保険金)

	建物・家財の補償 【損害保険金】	保険金をお支払いする場合 (消防または避難に必要な処置による損害を含みます)	プラン(O:対象、X:対象外)			お支払いする保険金の計算	保険金をお支払いできない主な場合
			ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン		
1 建物・家財の補償 【損害保険金】	① 火災、落雷、破裂・爆発		O	O	O	損傷の額 - 免責金額 【建物保険金額が限度】	左記①～⑥の事故に共通の項目
	② 風災・雹災・雪災※1	(注1)風災とは、台風、旋風、竜巻、暴風等による風災をいいます。なお、洪水、高潮等は風災には該当しません。 (注2)雪災とは、豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいいます。融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故は雪災には該当しません。	O	O	O	すべての事故共通で適用されます。免責金額は保険証券に記載されています(保険証券に免責金額の記載がない場合は適用されません)。	次に掲げる事由によって発生した損害
	③ 水ぬれ、外部からの物体落下等、騒擾	(注)水ぬれとは、給排水設備の破損・詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の方が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれをいいます。	O	O	X 補償されません	● 保険契約者、被保険者、これらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反	
	④ 盗難 (盗難によって、保険の対象である建物または家財に盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合)		O	O	X 補償されません	● 保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等	
	⑤ 水災 (台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等)※2	(注)保険の対象に建物評価額(保険の対象が家財の場合は再調達価額)の30%以上の損害が発生した場合または床上浸水※3もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合	O	O	X 補償されません	● 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとにその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害	
	⑥ 破損、汚損等	(注)上記①～⑤までの事故は、損害保険金のお支払いの有無にかかわらずこの⑥の事故(破損、汚損等)には含まれません。	O	X 補償されません	X 補償されません	● 保険の対象の欠陥	
2 事故に伴う費用 【費用保険金】	事故時諸費用保険金※4 (事故時諸費用特約)	<標準補償>上記①～⑥の損害保険金(通貨・小切手・印紙・切手・預貯金証書・乗車券等)の盗難による損害保険金は含まれません)が支払われる場合 <限定補償>上記①の損害保険金が支払われる場合	O	O	O (特約をセットした場合)	損傷保険金×20%または10%*	● 風、雨、雪、雹もしくは砂塵等の吹込み、漏入
	地震火災費用保険金 (地震火災費用特約)	地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって、建物(敷地内構築物は含まれません)が半焼以上となった場合、家財を収容する建物が半焼以上となった場合、または家財が全焼となった場合	O	O	O (特約は自動セットまたはオプション)	自動セット 保険金額※7×5% 【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに300万円が限度】 オプション 保険金額※7×30%または50% 【支払限度額なし】	● 保険の対象の置き忘れ、紛失(家財の場合)
	災害緊急費用保険金 (災害緊急費用特約)	保険の対象である建物・家財が上記①の事故によって損害を受けた結果、復旧にあたり当社の承認を得て仮修理費用や仮住まいの賃借費用などを支出した場合	O	O	O (特約は自動セット)	災害緊急費用の額 【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに保険金額※7に10%を乗じた額または100万円のいずれか低い額が限度】	● 戦争、革命、内乱、暴動等
	損害防止費用	事故が発生した場合に、その損害の発生または拡大の防止のため消火活動に必要または有益な所定の費用を支出したとき	O	O	O	損害防止費用の額	● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
	権利保全行使費用	事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が、当社が代位取得する債権の保全および行使をする際に必要な手続のための費用を支出したとき (例)債権確認の通知書の取扱費用、切手代、郵送料など	O	O	O	権利保全行使費用の額	● 核燃料物質等に起因する事故

\*1 「風災・雹災・雪災支払条件変更(20万円以上事故補償)特約」をセットすることで、風災・雹災・雪災の補償内容を「損害の額が20万円以上の場合に補償」とすることも可能です。  
\*2 構造級別がM構造またはM級の場合は、水災の補償を「補償なし」とすることができます。また、構造級別にかかわらず、「水災一時金特約」をセットすることで、水災により発生した損害に対する保険金の計算方法を、1事故につき1建物敷地内ごとに、100万円を限度に保険金額の5%をお支払いする内容に変更することができます(共同住宅一棟以外の建物やその収容家財を保険の対象とする場合に限ります)。なお、共同住宅一棟の建物を保険の対象とする場合には「建物水災支払限度額特約」をセットすることで建物保険金に支払限度額割合(10%または30%)を乗じた額を限度額とすることができます。 \*3 居住用部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水をいいます。 \*4 <限定補償>とした場合、「事故時諸費用(火災・落雷等限定)特約」がセットされます。また、これらの特約をセットしないことで、事故時諸費用保険金を支払

対象外(補償なし)とすることもできます。 \*5 建物評価額が再調達価額と残存物取扱費用との合計額を著しく上回る場合は、再調達価額と残存物取扱費用との合計額とします。 \*6 同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築または再取得した状態に復旧するために必要な保険の対象の修理または交換費用のうちいずれか低い額(復旧しない場合には、修理または交換を行ったときに要すると認められる費用のうちいずれか低い額)をいいます。修理費には、残存物取扱費用を含み、原因調査費用、損害範囲確定の調査費用、点検・調整・試運転費用、仮修理費用、土地を含む代替物の賃借・設置・撤去費用、割増賃金費用を含みません。なお、修理に伴って発生した残存物があるときは、その価額を差し引きます。 \*7 家財または家財明記物件が保険の対象である場合において、家財または家財明記物件の保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とします。(注)保険期間中にプランの変更を希望される場合は、保険契約をご解約後、改めて契約していただく必要がありますのでご了承ください。

# 補償内容の詳細②

オプションの特約について、補償内容および保険金をお支払いで きない主な場合をご説明します。

## 2 主な特約と補償内容

別に定める保険料を払い込んでいただくことによりセットできる特約のうち、主な特約とその概要は下記のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

物損 に関する特約	特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(各特約固有)
家財明記 物件特約	各プランの保険金をお支払いする事故によって家財明記物件※1に損害が発生した場合に、1回の事故につき、家財明記物件保険金額を限度(盗難、破損、汚損等は1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円が限度)に損害保険金をお支払いします。※2	前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ	
携行品 損害特約 <small>補償重複</small>	被保険者※3が保険の対象である家財を収容する建物敷地内外で携行する身の回り品に不測かつ突発的な事故が発生した場合に、1回の事故につき、特約保険金額を限度に保険金をお支払いします。保険金の支払基準は時価額※4(再調達価額から使用による消耗分、経過年数等に応じた減価額(再調達価額の50%に相当する額が限度)を差し引いた額)となります。	後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ●保険の対象の置き忘れ、紛失など 携行品に含まれない主なもの ●有価証券類 ●1個または1組の価額が30万円を超える貴金属や美術品 ●自動車 ●原動機付自転車 ●ノートPC ●ワープロ ●携帯電話 ●スマートフォン ●PHS ●ポケットベル ●ポータブルナビゲーション ●プログラム ●データ ●ラジオコントロール模型 ●眼鏡 ●コンタクトレンズ ●補聴器 ●義歯 ●義肢その他これらに類する物 ●動物および植物等の生物 など	
類焼損害・ 見舞費用特約 <small>補償重複</small>	建物やその収容家財からの火災または破裂・爆発事故によって、近隣の類焼補償対象物(居住用の建物・収容家財、事業用の建物・収容動産)に類焼した場合に類焼先の損害を補償します。類焼先に他の保険契約がある場合は、その保険契約等からの保険金で不足する部分に対して類焼損害保険金をお支払いします。また、類焼補償対象物が損壊した場合に支出した見舞金等の費用について火災見舞費用保険金をお支払いします。●保険契約者、主契約被保険者などの故意 ●類焼補償対象物の所有者などの故意・重大な過失・法令違反など 類焼補償対象物に含まれない主なもの ●保険の対象である建物・家財 ●(家財をご契約の場合)保険の対象である家財を収容する建物 ●(建物をご契約の場合)保険の対象である建物に収容される動産 ●通貨、有価証券類や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等 ●国・地方公共団体が所有する建物 ●商品・原料・材料や見本品・展示品、屋外設備・装置 など	後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●保険契約者、主契約被保険者などの故意 ●類焼補償対象物の所有者などの故意・重大な過失・法令違反など	
費用 に関する特約	記名被保険者が専ら使用または管理するバルコニー・玄関ドア等の共用部分に発生した不測かつ突発的な事故による損害について、管理組合の規約に基づき記名被保険者が負担する修繕費用を1回の事故につき、1建物敷地内ごとに30万円を限度に補償します。	前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって専用使用権付共用部分を管理する方が、相当の注意をもってしても発見しえなかった欠陥によって発生した損害は含まれません。	
弁護士費用等 特約 <small>補償重複</small>	被保険者※3が被害事故の結果、ケガをしたり、住宅※5や家財が損害を受けた場合の損害賠償請求を弁護士に委任した場合の費用等(1回の事故につき、被保険者1名ごとに300万円が限度)や弁護士への法律相談費用(1回の事故につき、被保険者1名ごとに5万円が限度)を補償します。	後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対する損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●無資格、酒酔状態での運転中に被った事故 ●住宅・生活用動産の差押え・収用等、国等の公権力の行使 ●日照権等の住宅・生活用動産の損壊を伴わない事由 ●業務遂行に直接起因する事故 など	
賠償 等 に関する特約	個人賠償特約* <small>補償重複</small> (注)「ワイドプラン」で「携行品損害特約」および「受託物賠償特約(特約保険金額100万円)」をセットしている場合にはセットできません。	日本国内または国外において被保険者※6がこの特約の記名被保険者の居住の用に供される住宅※5の所有・使用・管理または日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき、1億円を限度に補償します。	後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ●ゴルフ・カート以外の自動車、船舶、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など
個人賠償(電車等運行 不能賠償追加型)特約 <small>補償重複</small> (注)「ワイドプラン」で「携行品損害特約」および「受託物賠償特約(特約保険金額100万円)」をセットしている場合にセトできます。	上記「個人賠償特約」の補償に加え、日本国内において、被保険者※6が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき、1億円を限度に補償します。		

\*1家財明記物件については、P14「貴金属等について」をご参照ください。 \*2保険の対象である家財と同じ免責金額が適用されます。 \*3被保険者とは次のア.からエ.に掲げる方をいいます。ア.記名被保険者 イ.記名被保険者の配偶者 ウ.記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ.記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子。 \*4保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が発生した地および時ににおけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 \*5住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。 \*6被保険者とは、上記※3のア.からエ.の方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって監督する方(責任無能力者の親族に限ります)をいいます。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 \*7被保険者の責めに帰すべき火災、破裂または爆発により借用住宅に損害を与えた場合に補償する「借家賠償・修理費用(火災等限定)特約」を選択していただくことも可能です。 \*8被保険者とは、次のア.またはイ.に掲げる方をいいます(下記イ.については修理費用の場合の被保険者には含まれません)。ア.記名被保険者(借用住宅について転貸借契約がある場合には転貸人または転借人を含みます) イ.左記ア.の方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって監督する方(責任無能力者の親族に限ります)をいいます。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(各特約固有)	保険金をお支払いできない主な場合(各特約固有)
			受託物賠償特約*
受託物賠償特約*	被保険者※6が他人から預かった財物(受託物)を、日本国内または国外において住宅敷地内に保管している間または日常生活上一時的に住宅の敷地外で管理している間に損壊、紛失させたこと等によって、所有者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償します。保険期間を通じて30万円または100万円が限度となります(保険期間が1年を超える場合は、1保険年度ごとに30万円または100万円が限度となります)。	後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●受託物に以前から存在していた欠陥 ●受託物の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任 ●受託物を所有者に返却した後に発見された損壊に起因する損害賠償責任 など	後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●受託物に以前から存在していた欠陥 ●受託物の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任 ●受託物を所有者に返却した後に発見された損壊に起因する損害賠償責任 など
借家賠償・修理費用特約*	被保険者※8が責任を負う偶然な事故により、借用住宅に損害を与えた結果、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき、特約保険金額を限度に補償します。また、偶然な事故により借用住宅に損害が発生し、貸主との契約に基づき、または緊急的に被保険者が自己の費用で修理した場合の修理費用を1回の事故につき、300万円を限度に補償します。ただし、主要構造部等の修理費用を除きます。	後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●貸主と特別の約定により加重された損害賠償責任による損害 など (修理費用) ●すり傷、かき傷等単なる外観上の損害であって、借用住宅ごとにその借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●借用住宅の欠陥、差押え・収用、保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等による損害 など (注)事故による損害に対し被保険者が貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合は、修理費用をお支払いしません。	後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●施設の修理、取り壊し等の工事による損害 ●借用住宅の欠陥、差押え・収用、保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等による損害 など (修理費用) ●すり傷、かき傷等単なる外観上の損害であって、借用住宅ごとにその借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●借用住宅の欠陥、差押え・収用、保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等による損害 など (注)事故による損害に対し被保険者が貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合は、修理費用をお支払いしません。
賃貸建物 所有者賠償 (示談代行なし) 特約 <small>補償重複</small>	賃貸建物の偶然な事故または建物を賃貸または管理する業務の遂行に起因する偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき、特約保険金額を限度に補償します。	後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●施設の修理、取り壊し等の工事による損害 ●借用住宅の欠陥、差押え・収用、保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等による損害 など (修理費用) ●すり傷、かき傷等単なる外観上の損害であって、借用住宅ごとにその借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●借用住宅の欠陥、差押え・収用、保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等による損害 など (注)事故による損害に対し被保険者が貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合は、修理費用をお支払いしません。	後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●施設の修理、取り壊し等の工事による損害 ●借用住宅の欠陥、差押え・収用、保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等による損害 など (修理費用) ●すり傷、かき傷等単なる外観上の損害であって、借用住宅ごとにその借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●借用住宅の欠陥、差押え・収用、保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等による損害 など (注)事故による損害に対し被保険者が貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合は、修理費用をお支払いしません。
マンション 居住者 包括賠償特約*	マンションの居住者の日常生活における偶然な事故または事業用戸室からの偶然な水ぬれ事故等により、他人を死傷させたり、他の財物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき、1億円を限度に補償する特約です。保険の対象がマンション等の共同住宅建物の場合にセットできます。	前記「個人賠償特約」に同じ	前記「個人賠償特約」に同じ
家賃収入特約	各プランの保険金をお支払いする事故によって、建物が損害を受けた結果発生した家賃の損失に対して、家賃収入保険金を1回の事故につき、保険価額を限度にお支払いします。 (注)主契約の保険の対象が賃貸借契約に基づき賃貸される建物である場合(建物の全貸室数の5割を超える空室が発生している場合を除きます)にセットできます。	前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ	前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ
その他の特約	家主費用特約 (注)「ワイドプラン」で「家賃収入特約」をセットしている場合にセトできます。	賃貸借契約に基づき賃貸される建物を保険の対象とする保険契約にセットして、入居者の自殺・犯罪死・孤独死が発生した場合の家賃損失に対して、次の家賃収入保険金をお支払いします。 空室による損失:家賃月額×空室期間 値引による損失:値引前の家賃月額の差額×値引期間 (いずれも賃貸借契約終了から12か月限度) また、修復・清掃・脱臭費用等の原状回復のための費用や遺品整理費用等を1回の事故につき100万円を限度に補償します。	前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、賃貸借契約が締結されていない賃貸住宅内で発生した死亡事故によって生じた損害 など

\*被保険者が個人の場合に示談代行サービスのご利用が可能になります。なお、「個人賠償特約」、「個人賠償(電車等運行不能賠償追加型)特約」、「マンション居住者包括賠償特約」において、日本国外で発生した事故については示談交渉を行いません。

[複数のご契約があるお客さま] 被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。\*

\*複数のご契約うち、どちらの保険契約がついて契約がなされているかを確認したときや、家族状況の変更(別居など)により被保険者が保険の対象外になってしまったときは、補償がなくなることがありますので注意ください。このパンフレットに記載の補償が重複する可能性のある特約に、「補償重複」マークが付けています。詳細は、代理店・販売者または当社までお問い合わせください。

## 3 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 保険契約者、被保険者等の故意 (2) 戦争、内乱、暴動等
- (3) 地震、噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金には適用しません)など
- (4) 核燃料物質等に起因する事故

# 契約概要のご説明①

特にご確認いただきたい重要事項についてご説明します。

## タフ・住まいの保険の概要

### 1 商品の仕組みおよび引受条件等

#### ① 商品の仕組み

- (1) タフ・住まいの保険は、火災をはじめとするさまざまな偶然な事故等により、保険の対象に発生した損害や費用を補償する保険です。
- (2) タフ・住まいの保険には、補償範囲の異なる3つのプラン「ワイド」「ベーシック」「エコノミー」があり、いずれかのプランをご選択のうえ、契約していただけます。それぞれのプランの内容は、P17補償内容の詳細①をご参照ください。

#### ② 保険の対象

タフ・住まいの保険の保険の対象は、居住用の「建物」※1または「家財」です。なお、下表に該当するものは保険の対象に含まれます。

保険の対象に含まれるもの	
建物	①畳または建具類 ②建物に定着している電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフトその他の付属設備 ③浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着した物 ④敷地内構築物※2 ⑤建物の基礎※3 ⑥門、塀、垣※3 ⑦物置、車庫その他の付属建物※3
保険の対象 家財	①記名被保険者の親族の所有する家財で保険申込書に記載された建物敷地内に収容されているもの ②建物と家財の所有者が異なる場合は、家財の所有者が所有する次の物 ア. 畳または建具類 イ. 建物に定着している電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフトその他の付属設備 ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着した物
※1	専用住宅、共同住宅および併用住宅(店舗や事務所などを併設した居住用建物)をいいます。
※2	建物敷地内に設置された屋外設備・装置、付属構築物のうち物干、遊具、外灯、戸、噴水、チーンポール、チェーンゲート、車止め、パリカ、庭木等をいいます。
※3	保険申込書に保険の対象に含めない旨を記載する場合は保険の対象に含まれません。

#### △「家財」を保険の対象とする場合のご注意

家財の範囲について

家財を保険の対象とする場合、次に掲げるものは保険の対象に含まれません。

- ①自動車およびその付属品 ②動物および植物等の生物 ③通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等その他これらに類する物 ④証書、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案その他これらに類する物 ⑤プログラム、データ

(注)建物敷地内で通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等に盗難による損害が発生した場合は、上記③にかかわらず、保険の対象として取扱います。

#### ③ 基本となる補償

損害保険金・費用保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の計算、保険金をお支払いできない主な場合については、P17~18補償内容の詳細①をご覧になるか、代理店・扱者または当社までお問合せください。また、お客さまのプランについては、保険申込書をご確認ください。

## 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

### 当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-721-101 (無料)

あんしん24受付センター

0120-985-024 (無料)

※受付時間 平日 9:00~17:00  
(土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

※受付時間 [365日24時間]  
※お問い合わせください。  
※おかけ間違いにご注意ください。  
※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

## 指定紛争解決機関について

### 当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人 日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受け付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

[ナビダイヤル(全国共通・通話料無料)] 0570-022-808

※受付時間[平日 9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]

※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは03-4332-5241におかけください。

※お問い合わせください。

※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

### STEP ご契約までの流れと基本補償の1 流れと基本補償のご説明

### STEP 地震等の補償・オプション特約と2 オプション特約とサービスのご説明

### STEP ご契約条件・詳細3 ご契約条件について補償内容の詳細/契約概要のご説明

保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

## 2 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地、構造、建築年月※1等により決まります。※2詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。また、お客さまの保険料については、保険申込書をご確認ください。  
※1 建物の建築年月(新築年月)から11か月後となる月の末日までに始期日のあるご契約の場合、建物の保険料に新築料率が適用されます。新築料率とは、新築の建物に適用される料率で、保険料が割安となります。なお、ご契約を更改する場合には、更改後契約について、建物の建築年月(新築年月)から11か月後となる月の末日まで始期日がないときには、新築料率は適用されませんのでご注意ください。  
※2 店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合、建物内で行われる職作業の内容により、保険料が異なる場合があります。

## 3 保険料の払込方法

保険料の払込方法は次のとおりです。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。※  
※ 勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む場合は、団体扱または集団扱での払込方法を選択できます。

### 1 払込方法

保険期間	払込方法	概 要
1年	1年一時払	・保険料の全額を一括して払い込む方法です。 ・保険料の払込方法は、直接集金またはキャッシュレスでの払込みとなります。
	一般分割払(月払)※1	・月払で払い込む方法です。 ・保険料割増が適用されます。 ・分割保険料の払込方法は口座振替となります(ただし、初回保険料の払込方法は直接集金することができます)。
2年から5年	長期分割払(長期月払または長期年払)※2	・月払または年払で払い込む方法です。 ・一般分割払(月払)または1年一時払の場合よりも保険料が割安となります。※3 ・分割保険料の払込方法は口座振替となります(ただし、初回保険料の払込方法は直接集金することができます)。
	長期一括払※4	・保険料の全額を一括して払い込む方法です。 ・保険料の払込方法は、直接集金またはキャッシュレスでの払込みとなります。
短期(1年未満)	一時払	・保険料の全額を一括して払い込む方法です。 ・保険料の払込方法は、直接集金等での払込みとなります。

### 2 主なキャッシュレスの払込方法

主なキャッシュレスの払込方法	概 要
口座振替※1	ご契約の保険料を払い込む場合に、指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。
クレジットカード払(登録方式)※2	ご契約の保険料を一括して払い込む場合に、当社の指定するクレジットカード※3によって払い込む方法です。※4
払込票払※5	ご契約の保険料を一括して払い込む場合に、当社所定の払込取扱票※6によってコンビニエンスストア・ゆうちょ銀行(郵便局)で払い込む※7方法です。※4

※1 「初回保険料口座振替特約」がセットされます。また、口座振替申込書を提出していくだけ必要があります。

※2 「保険料クレジットカード払(登録方式・一括型)特約」がセットされます。なお、代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。

※3 保険契約者が個人の場合は、保険契約者またはその親族名義のクレジットカードに限りります。

※4 保険料の額によっては利用できない場合があります。

※5 「保険料払込取扱票払特約」がセットされます。なお、代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。

※6 払込取扱票は保険証券とは別にお届けしますので、保険証券の到着と前後する場合があります。

※7 当社提携金融機関のATM等から、ペイジー(Pay-easy)を利用して払い込むこともできます。

## 4 団体扱・集団扱のご契約について

団体扱または集団扱で契約できるのは、保険契約者および記名被保険者が下表に該当する場合に限ります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

団体扱の場合	
保険契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職された方等
記名被保険者	次のいずれかに該当する方となります。 (1) 保険契約者 (2) 保険契約者の配偶者 (3) 「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族 (4) 「保険契約者またはその配偶者」の別居の扶養親族ただし、次の①または②の場合には、「保険契約者またはその配偶者」の別居の扶養していない親族(以下「別居の非扶養親族」といいます。上記③または④以外の親族となります)を記名被保険者とすることができます。 ①上記(1)から(4)に掲げる方が、別居の非扶養親族と共有する物件を保険の対象とする場合 ②別居の非扶養親族が所有し、上記(1)から(4)に掲げる方が使用する物件を保険の対象とする場合

集団扱の場合	
保険契約者	(1) 集団の所属員(次のいずれかの方) ①集団に勤務する方(役員・従業員) ②集団を構成する個人・法人 ③上記②に勤務する方(役員・従業員) ④上記②を構成する個人・法人 ⑤上記④に勤務する方(役員・従業員)
記名被保険者	次のいずれかに該当する方となります。 (1) 保険契約者、保険契約者の構成員または保険契約者の役員・従業員 (2) 上記(1)の配偶者 (3) 「上記(1)またはその配偶者」の同居の親族 (4) 「上記(1)またはその配偶者」の別居の扶養親族ただし、上記(1)から(4)に掲げる方が、「上記(1)またはその配偶者」の別居の扶養していない親族と共有する物件を保険の対象とする場合には、「上記(1)またはその配偶者」の別居の扶養親族を被保険者に含めることができます。

なお、保険期間の中途中で上記の条件を満たさなくなった場合は、残りの保険料を一括して払い込んでいただくことやご契約を解約して改めて契約していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 5 満期返れい金・契約者配当金

タフ・住まいの保険および地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 6 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、代理店・扱者または当社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

# 契約概要のご説明②

地震保険の内容と、割引制度についてご説明します。

## 地震保険の概要

### 1 商品の仕組み

#### 1 商品の仕組み

地震保険は単独でご契約できません。タフ・住まいの保険とセットでご契約する必要があります。セットでご契約するタフ・住まいの保険が保険期間の中途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、タフ・住まいの保険の保険期間の中途中から地震保険をご契約することができます。

### 2 保険金をお支払いする場合(補償内容)

(1)地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象(居住用建物またはその収容家財)に下表の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。ただし、地震保険では実際の損害の額や修理費用をお支払いするものではありません。下表のお支払いする保険金をご確認ください。

(2)1回の地震等※1による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.3兆円※2を超える場合、お支払いする保険金は右記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

※1 72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

※2 平成28年6月時点の金額です。なお、本額は「地震保険に関する法律」施行令および施行規則により定められています。

保険の対象	損傷の種類	認定の基準		お支払いする保険金	
		全損	大半損	小半損	一部損
建物	全損	主要構造部(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害の額が、建物の時価額※の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、建物の延床面積の70%以上となった場合	建物の地震保険金額の(時価額※が限度) <b>100%</b>		
	大半損	主要構造部(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害の額が、建物の時価額※の40%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合	建物の地震保険金額の(時価額※の60%が限度) <b>60%</b>		
	小半損	主要構造部(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害の額が、建物の時価額※の20%以上40%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合	建物の地震保険金額の(時価額※の30%が限度) <b>30%</b>		
	一部損	主要構造部(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害の額が、建物の時価額※の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水もしくは地盤より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合で、その建物が「全損」「大半損」「小半損」に至らない場合	建物の地震保険金額の(時価額※の5%が限度) <b>5%</b>		
家財	全損	家財の損害の額が、家財の時価額※の80%以上となった場合	家財の地震保険金額の(時価額※が限度) <b>100%</b>		
	大半損	家財の損害の額が、家財の時価額※の60%以上80%未満となった場合	家財の地震保険金額の(時価額※の60%が限度) <b>60%</b>		
	小半損	家財の損害の額が、家財の時価額※の30%以上60%未満となった場合	家財の地震保険金額の(時価額※の30%が限度) <b>30%</b>		
	一部損	家財の損害の額が、家財の時価額※の10%以上30%未満となった場合	家財の地震保険金額の(時価額※の5%が限度) <b>5%</b>		

※再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。

●損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金のお支払い対象とはなりません。

●門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害では、保険金のお支払い対象とはなりません。

●損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

### 3 保険金をお支払いできない主な場合等

(1)次のものは保険の対象に含まれません。

●店舗や事務所のみに使用されている建物 ●営業用什器・備品や商品などの動産

●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車 ●貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの

●稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物など

(2)建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合には保険金をお支払いできません。

(3)建物・家財が地震等により損害を受けても、損害の程度が一部損に至らない損害の場合には保険金のお支払い対象とはなりません。

### 4 保険期間、保険料の払込方法等

(1)セットでご契約するタフ・住まいの保険の保険期間が5年以下の場合、地震保険の保険期間および払込方法は、タフ・住まいの保険と同じになります。

(2)セットでご契約するタフ・住まいの保険の保険期間が5年を超える場合、(3)地震保険の保険料については、震源モデル等の更新などを踏まえ、水準の見直しを行いました。お客様のご負担を抑えるため、3段階に分けた料率改定を行うことを予定しています(1回目の改定は平成29年1月実施)。

保険期間が自動継続 ●保険期間の満了日が属する月の前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動継続されます。  
する方式のご注意 ●保険期間の中途で保険料率(保険料)が改定となった場合、改定日以降に自動継続されるご契約から保険料率(保険料)を変更しますのでご了承ください。

### 5 引受条件(保険金額等)

(1)地震保険の保険の対象は、「居住用建物」または「家財」です。※

※建物と家財のそれぞれご契約する必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財に損害が発生しても、保険金のお支払い対象とはなりません。

(2)地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、セットでご契約するタフ・住まいの保険の保険金額の30~50%の範囲で1万円単位で設定できます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。※1※2※3

※1既に他の地震保険契約があり、追加でご契約する場合は、限度額から他の地震保

セツでご契約するタフ・住まいの保険と同じになりますが、セットでご契約するタフ・住まいの保険の払込方法によっては異なる場合があります。

(3)地震保険の保険料については、震源モデル等の更新などを踏まえ、水準の見直しを行いました。お客様のご負担を抑えるため、3段階に分けた料率改定を行うことを予定しています(1回目の改定は平成29年1月実施)。

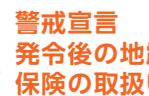
(4)地震保険には割引が適用できる場合があります。詳細はP24をご覧になるか、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

險金額の合計を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。※2マンション等の区分所有建物の場合は、それぞれの区分所有者ごとに限度額が適用されます。

※3同一被保険者が所有する複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯に限度額を乗じた額をもって、建物の限度額とすることができます。

(3)地震保険の保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により異なります。

(4)地震保険には割引が適用できる場合があります。詳細はP24をご覧になるか、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。



警戒宣言  
発令後の地震保険の取扱い  
大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(居住用建物またはその収容家財)について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。※  
※物件・被保険者を同一とする、保険金額が同額以下の継続契約のみお引受けが可能となります。

STEP 3 ご契約までの流れと基本補償の  
1 流れと基本補償の  
ご説明

STEP 2 地震等の補償・オプション特約と  
2 サービスのご説明

STEP 3 ご契約条件・詳細  
3 ご契約条件について  
補償内容の詳細／契約概要のご説明

## 地震保険の割引制度

保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物が次のいずれかに該当する場合に、所定の確認資料を提出していただきますと、地震保険料率に割引が適用されます。

(注)以下の4つの割引は、重複して適用することはできません。

### 建築年割引

割引率  
**10%**

### 耐震等級割引

割引率  
耐震等級3 **50%**  
耐震等級2 **30%**  
耐震等級1 **10%**

### 免震建築物割引

割引率  
**50%**

### 耐震診断割引

割引率  
**10%**

昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物およびその収容家財に対して適用します。

確認資料:以下のいずれかの資料のコピーを提出していただきます

- 建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証等の対象建物の新築年月等が確認できる公的機関等が発行する書類\*
- 宅地建物取引業者が建物の売買、交換もしくは貸借の相手方等に対して交付する重要事項説明書(対象建物の新築年月等が確認できるもの)

●対象建物に建築年割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、契約内容を変更した際に発行される承認書またはこれらの代替となる書類\*

\*公的機関等に対して届け出た書類で公的機関等の受領印もしくは処理印が確認できるものを含みます。

住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に規定する評価方法基準に定められた「耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」の評価指針に定められた耐震等級を有している建物およびその収容家財に対して適用します。

確認資料:以下のいずれかの資料のコピーを提出していただきます

- 品確法に基づく登録住宅性能評価機関※2により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級を証明した書類※3※4※5
- フラット35Sに関する適合証明書(独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書)
- ①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関

する法律に基づく認定書類※6および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類※5

●対象建物に耐震等級割引が適用されていること、およびその耐震等級が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、契約内容を変更した際に発行される承認書またはこれらの代替となる書類\*

住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に規定する評価方法基準において、免震建築物の基準に適合する建物およびその収容家財に対して適用します。

確認資料:以下のいずれかの資料のコピーを提出していただきます

- 品確法に基づく登録住宅性能評価機関※2により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類※3
- フラット35Sに関する適合証明書(独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書)
- ①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関

する法律に基づく認定書類※6および②「設計内容説明書」など免震建築物であることが確認できる書類

●対象建物に免震建築物割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、契約内容を変更した際に発行される承認書またはこれらの代替となる書類\*

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年(1981年)6月1日施行)に基づく耐震基準を満たす建物およびその収容家財に対して適用します。

確認資料:以下のいずれかの資料のコピーを提出していただきます

- 耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書などの耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書
- 建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」という文言が記載された書類\*

\*指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体の長のいずれかが記名・押印した書類をいいます。

※1 保険会社が保険契約者に対して発行する書類で、「証券番号(契約を特定するための番号)」、「保険金額」および「発行する保険会社」の記載のあるものをいい、電子データにより提供されているものを含みます。

※2 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公示されている場合には、その者を含みます(「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします)。

※3 例えば以下の書類が対象となります。

・品確法に基づく建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書・耐震性能評価書(耐震等級割引の場合のみ)・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類など

※4 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」)は適合証明検査機関または適合証明技術者)

# eco保険証券・Web約款のご案内

## eco保険証券・Web約款をおすすめしています!

お客さまのパソコンなどから「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等を閲覧できます。紙の使用の削減等、環境保護にもつながりますので、ぜひお選びください。



eco保険証券・Web約款を選択されたお客さまの数に応じて、環境保護活動を行う団体への寄付や、日本ユネスコ協会連盟等を通じて、東日本大震災の被災地や被災した子どもたちへの寄付を行っています。



## 閲覧方法

### STEP 1 マイページの「ID／パスワード」を用意

eco保険証券・Web約款を選択した場合  
マイページログイン用「ID／パスワード」が記載されたハガキをお手元に用意してください。

### Web約款のみを選択した場合

保険証券に同封されたマイページログイン用「ID／パスワード」をお手元に用意してください。

### STEP 2 当社ホームページにアクセス

当社ホームページ[トップ画面]から[マイページ]をクリックしてください。

あいおいニッセイ同和損保  <http://www.aioinissaydowa.co.jp/>



(画面イメージ)

### STEP 3 マイページにログイン

STEP1の「ID／パスワード」を入力して、ログインボタンをクリックしてください。



(画面イメージ)

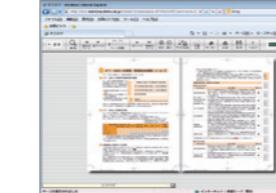
### STEP 4 「ご契約内容」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」を閲覧

「マイページ」の「ご契約一覧」から、[eco保険証券]・[Web約款]ボタンをそれぞれクリックして閲覧してください。

[ご契約内容閲覧イメージ]



[Web約款閲覧イメージ]



### マイページ専用お問合わせ窓口

**TEL:0120-865-681**

電話受付時間 平日:9:00~17:00  
(年末年始は休業させていただきます)

### eco保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項

- eco保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されません(保険期間が5年を超える契約または明細付契約など、一部選択できないご契約があります)。
- eco保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、eco保険証券のみの選択はできません。
- eco保険証券・Web約款の閲覧には、パソコンでのインターネット環境が必要となります。パソコンを所有していない場合やインターネット環境のないお客さまは、eco保険証券・Web約款を選択できませんのでご注意ください。また、Internet Explorer9.0以上およびPDF表示ソフトのインストール等が必要となります。
- eco保険証券を選択された場合は、このパンフレットに記載の「保険証券」を当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。

## ベルマークのご案内



### ベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、当社は協賛会社として参加しています。

**タフ・住まいの保険なら 20点! + Web約款選択でプラス10点  
eco保険証券選択でさらに5点\***

\*お客さまが当社ホームページから「マイページ」にログインし、寄贈に同意された場合に、追加の5点分を当社からベルマーク教育助成財団に寄贈します(追加の5点分につきましては、紙でのベルマークの発行は行っておりませんので、ご了承ください)。

### ベルマーク運動とは

ベルマークにより、学校に必要な備品・教材などの購入が可能です。また、これらの購入代金の10%が「災害被災校」への援助や、海外の学校設備の充実などに活用されます。

当社が協賛しているベルマーク運動は、東日本大震災で被災した学校に、教材や教育設備品の援助を行っています。



## 安心の事故対応サービス もしものときのお手続きの流れ



### 万一、事故が発生した場合のお手続きについて

- 事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないとそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。
- 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際に申し出ください。
- 賠償責任・弁護士費用・法律相談費用等を補償する特約をセットされる場合、賠償事故・被害事故にかかる損害賠償請求権の委任・示談交渉・弁護士への法律相談等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。

### 事故発生から保険金のお受取りまで

お客様



### 事故のご連絡

あんしん24受付センター  
**0120-985-024** (365日・24時間受付)  
※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。  
※おかげ間違いにご注意ください。

当社

### 事故の受付



当社では、事故のご連絡を素早くいただけるよう、  
お客様専用モバイルサービス「緊急ナビ」をご用意しています。

利用料は無料ですが、  
通信料は利用者のご負担となります

アクセスはこちらから!

「ブックマーク」「お気に入り」登録  
してください

<http://mb.aioinissaydowa.co.jp/ad/>



(注)  
実際の画面とは異なる場合があります。

●保険金のご請求からお受取りまでの流れのご説明

●保険金請求書類のご案内

●損害状況・事故原因等の確認

### 保険金のご請求からお受取りまでの流れのご確認

### 保険金請求書類の作成・提出

### 保険金請求書類の受付

### 調査に関するご協力

### 損害状況・事故原因等の調査

### お支払いする保険金のご確認

### お支払いする保険金のご説明

### 保険金のお受取り

### 保険金のお支払い

「保険金が使える」という住宅修理サービスでのトラブルにご注意ください。

「保険金が使える、自己負担はない」と強調して修理サービスの契約を勧誘する住宅修理業者とのトラブルが増加しています。こうした勧誘は、代理店・扱者または当社とは関係ない第三者により行われているものです。このような勧誘を行なう業者がさてもすぐに修理サービスの契約をせずに、代理店・扱者または当社までご相談ください。